

審査基準

令和5年4月1日作成

法令名：道路交通法				
根拠条項：第84条第1項				
処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）				
原権者（委任先）：京都府公安委員会（免許の保留及び仮免許の付与については、京都府警察本部長）				
法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）並びに第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳から大型免許等を受けることができる者）、 <u>第32条の8（19歳から中型免許等を受けることができる者）</u> 、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の5の3（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）並びに第34条の2（受験資格の特例）				
審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は、別紙1のとおり 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。点数制度等により保留を行う場合の基準は、別紙2のとおり				
標準処理期間：交通部運転免許試験課においては1日、警察署交通課においては3週				
申請先：交通部運転免許試験課免許係又は各警察署交通課				
<table border="1"><tr><td>京都市内並びに向日町、宇治、城陽、八幡及び田辺の各警察署の管轄する区域に住所を有する者</td><td>交通部運転免許試験課免許係</td></tr><tr><td>上記の区域以外に住所地を有する者</td><td>住所地を管轄する警察署の交通課</td></tr></table>	京都市内並びに向日町、宇治、城陽、八幡及び田辺の各警察署の管轄する区域に住所を有する者	交通部運転免許試験課免許係	上記の区域以外に住所地を有する者	住所地を管轄する警察署の交通課
京都市内並びに向日町、宇治、城陽、八幡及び田辺の各警察署の管轄する区域に住所を有する者	交通部運転免許試験課免許係			
上記の区域以外に住所地を有する者	住所地を管轄する警察署の交通課			
問合せ先：交通部運転免許試験課免許係（電話075-631-5181 内線243）				
備考：				